

産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県中郡大磯町月京29番3号

氏名 リネックス株式会社

（法人にあつては）
名称及び代表者
の氏名 代表取締役 工藤 広樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐治



許可の年月日 令和 5年 6月 23日
(初回許可年月日 平成 20年 6月 2日)
許可の有効年月日 令和 10年 6月 1日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎、溶融、圧縮、選別、切断）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎に係るもの

紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類

イ 溶融に係るもの

廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）

ウ 圧縮に係るもの

廃油（プラスチック容器に封入されたものに限る。）、廃酸（缶、プラスチック容器に封入されたものに限る。）、廃アルカリ（缶、プラスチック容器に封入されたものに限る。）、廃プラスチック類、動植物性残さ（缶、プラスチック容器に封入されたものに限る。）、金属くず

エ 選別に係るもの

廃油（プラスチック容器に封入されたものに限る。）、廃酸（瓶、缶、プラスチック容器に封入されたものに限る。）、廃アルカリ（瓶、缶、プラスチック容器に封入されたものに限る。）、廃プラスチック類、動植物性残さ（瓶、缶、プラスチック容器に封入されたものに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず

オ 切断に係るもの

廃酸（プラスチック容器に封入されたものに限る。）、廃アルカリ（缶、プラスチック容器に封入されたものに限る。）、廃プラスチック類、動植物性残さ（プラスチック容器に封入されたものに限る。）

※ 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

※ 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処理できない。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面及び別紙記載のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

令和 5年 6月 23日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無